

第 482 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 7 月 29 日（月）9:30～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野賃金室長	それでは定刻となりました。 本日は御多用のところ、また暑い中、御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、使用者側代表委員の竹中委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。
高橋会長	改めまして、みなさんおはようございます。 ただ今より、第 482 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題 1「最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使からの意見聴取について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。
安藤室長補佐	では説明します。 「岐阜県最低賃金改正決定に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いましたところ、関係労働者の 2 団体から意見書が提出されました。 岐阜県労働組合総連合から、資料 No. 1（1 ページ）「令和 6 年度最低賃金額改正に係わる意見書」が提出されており、意見の趣旨は、「岐阜県最低賃金額を、今すぐ、時間額 1500 円にすること。」です。 また、生協労連コープぎふ労働組合から、資料 No. 3（11 ページ）「令和 6 年度最低賃金額改正に係わる意見書」が提出されており、意見の趣旨は、「岐阜県最低賃金額を、いま

	すぐ時間額 1,500 円以上にすること。」です。 岐阜県労働組合総連合からは、公示に係る意見書の他に資料No.2（5 ページ）「岐阜県最低賃金の時間額 1500 円以上を求める請願書」、合計 3,452 筆の署名が提出されております。これから回覧します。 説明は以上となります。
事務局	(請願書を各委員に回覧)
高橋会長	ありがとうございました。事務局から御報告いただきました関係労使からの意見書に関しまして、御意見を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	最低賃金の指摘につきましては我々と同様の思いでありますから、いただいた御意見を参考にしながら審議会に臨んでまいります。
高橋会長	はい、ありがとうございました。使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	御意見につきましては、参考にして審議を進めさせていただきたいと思います。
高橋会長	ありがとうございました。 続きまして、「関係労使の意見陳述について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。
平野賃金室長	はい、説明いたします。 7 月 1 日に開催されました第 481 回審議会において、今年度の関係労使からの意見聴取については、審議会に提出された意見書の報告に加えて、希望する団体等による意見陳述を実施することが決定されました。 先程報告しましたとおり、岐阜県労働組合総連合、生協労連コープぎふ労働組合の労働者側 2 団体から岐阜県最

	低賃金の改正決定に係る意見書の提出がなされ、併せて「意見陳述届」により意見陳述の希望がありましたので、この2団体を「意見陳述を行う者」として選定いたしました。 本日、労働者側意見陳述人として、岐阜県労働組合総連合からは、事務局長の平野竜也様、生協労連コープぎふ労働組合からは、書記局員の伊藤明美様の2名の方にお越しいただいております。 なお、意見陳述に際しては、資料No.1（1ページ）岐阜県労働組合総連合から提出されました意見書、資料No.3（11ページ）生協労連コープぎふ労働組合から提出されました意見書、資料No.4（15ページ）意見陳述人から提出されました意見陳述書を御参照いただきますようお願いいたします。 以上となります。
高橋会長	ありがとうございました。それでは、これより関係労使の意見陳述を行いたいと思います。 事務局は準備をお願いいたします。
事務局	（意見陳述席設置）
高橋会長	それでは、事務局は最初の意見陳述人の方、岐阜県労働組合総連合事務局長の平野竜也様の御案内をお願いいたします。
事務局	（意見陳述人を案内）
高橋会長	それでは、意見陳述人の方は、氏名、所属を名乗られてから10分以内で御意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。
意見陳述人	初めまして。岐阜県労働組合総連合の事務局長を務めます平野と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は審議会の皆様、このような貴重な場をいただきまして本当にありがとうございます。私の方から、この意見書にもあるように岐阜県最低賃金を時間額 1,500 円にしていきたいということで、意見を述べさせていただきます。

この資料にもありますように、まず岐阜県の総人口が 200 万人を割るという状況になりまして、こういう割り込んだ中で県民に対する意識調査というのがありますけれども、「年金や医療費の負担など社会保障に与える影響」というのが、83.2%の方々が、今後影響があるのではないかとというふうに考えております。その次に「労働力人口の減少など経済活力に与える影響」が 65.0%、「過疎化の一層の進行など、社会活力に与える影響」が 41.3%となっています。

そういう中で、私も自治会の役員なんかをやっておりますけど、「ごみを出すのが大変になってきたよ。」とか「自治会活動できんでね。」というような話なんかも地域で聞かれます。そういう中で若者がこの地域でも減っているなという実感があるわけですが、実際に県のデータによりますと職業上を理由とする転出超過というのが 20 代の方が最も多くて、20 代の女性でいえば約 1,900 人、20 代の男性でいえば約 1,600 人という方々が転出超過となっています。若者は毎年 3,000 人程度、愛知県と東京へ出て行っているという状況です。

これは職業上を理由としていますから、具体的には中身というのはわかりませんが、やっぱり賃金が高いところへ流れて行っているという現状ではないかなと思います。

現状の岐阜県の最低賃金というのは 950 円です。愛知県の最低賃金は 1,027 円、東京都の最低賃金は 1,113 円となっていますが、岐阜県と愛知県の最低賃金の差は 77 円です。東京都でいいますと 163 円もの差があります。この差は毎年広がっています。10 年前と比べてみますと、岐阜県

の最低賃金は724円でした。愛知県は780円、東京都は869円ということでした。岐阜県と愛知県との差は56円、東京都との差は145円と、それぞれの最低賃金は10年で大きく開いたと言わざるを得ません。

最低賃金法では最低賃金額の決定においては、生計費、賃金相場、経営者の支払能力、これをもとに議論するわけですが、実際には中央最低賃金審議会から出される目安に大きく影響を受けていると私は捉えています。AランクからCランクの目安に沿った＋1、2円の攻防というのが現在の最低賃金審議会における全国的な状況であろうと思っています。

しかし、昨年より大きな変化があったのかなと思っています。各地で県知事が最低賃金審議会に意見書を提出しているという状況があります。佐賀県が最初だったと思いますが、最低賃金審議会に対して「最低賃金改定に関する要請」を提出されました。福井県でも最低賃金審議会に対して要請が、茨城県も行ったという話を後で聞いたので、ここは訂正したいと思いますが、現在色々な経済団体に要請を行っているというのが、ホームページに載っております。今年は岩手県知事が最低賃金審議会に対して要請を行いました。

佐賀県の要請書が、ホームページに出ておりましたので拝見したところ、「優秀な人材が県内企業で活躍し、輝くことのできるよう、本県の人材確保が深刻化し、最低賃金が全国最下位であるという現状を御勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向けて、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。」と締めくくっています。

ここで重要だと思うのは、「最低賃金が高いからと言って若者が移り住むわけではない。」とか「その地域での賃金が高いから、都会へ移り住むのだ。」というような意見もあるかもしれませんが、要するに最低賃金といわゆる普通の賃金がリンクしないのではないかという御議論も

あるかと思います。そのことについても少し触れておきたいと思います。

先程も述べたように最低賃金というのは3つの要素、生計費、賃金相場、経営者の支払いの能力を考慮して決定されます。賃金相場を基に決定されるとなれば、当然都市部は高くなりますし、地方は低い引上げ額となります。それが毎年改定となれば、格差は毎年開いていくこととなります。

更に最低賃金が引上げられることで都市部の賃金相場は引上がります。岐阜県労連の加盟の労働組合がある職場でも、団体交渉において使用者が最低賃金を意識している発言がしばしば見られるようになりました。

全国に介護施設を持つある企業との団体交渉においては、神奈川県にある同施設の職員のみに地域手当が16,000円支給されていました。このことを私共が指摘しますと使用者のほうから「神奈川県は最低賃金が高く、地域手当を出している」という回答でした。

また、ある運輸会社、これは大阪に本社があるのですが、これも、団体交渉では大阪と岐阜の支店では同じ仕事をしていたのに賃金に差があることを指摘すると、使用者は「大阪は最低賃金が高く、岐阜と同じ給与では人が来ない。そのため、最低賃金の高い大阪は、賃金を高くしている」と言いました。

この2つの事例から、私たちは、やはり使用者の一部には最低賃金は都道府県の賃金相場として捉えて地域によってあえて賃金格差を設けている使用者もいると考えました。最低賃金の審議会への要請を行った自治体には、たぶん地域格差への象徴としての最低賃金が位置付けられているという危機感があつたのではないかと推測しております。今回の最低賃金改定に当たっては、最低賃金決定においての基準である3要素のみならず、やっぱり持続可能な地域経済という観点から考えることも重要だと思っ

ています。

続いて 1,500 円以上をなぜ私たちは求めるのかということについても根拠にしてお話したいと思います。私たち岐阜県労連が 2022 年に行った最低生計費調査というものがあります。これは組合員や組合員の家族、知人や友人などにも頼りながら 1,000 人からアンケートを取って行った調査でございます。

アンケートに協力してくれた人たちの持ち物調査、生活実態調査、市場価格調査などを通じて算出した結果、岐阜で若者が普通に一人暮らしをするためには女性ですと月額 248,778 円、男性月額 247,759 円、ともに税・社会保険料込みが必要であるとの試算を得ました。これは年額に換算すると約 300 万円となります。ちなみにこれまでに実施されている他の都道府県の同じ県労連の組合員、全労連加盟の組合がやったところの調査では、ほとんど大きな差はみられませんでした。

つまり全国どこでも最低限の生活費はそれほど変わらないという結果になっています。岐阜の場合は試算の月額を賃金収入で得ようとする、時間換算で女性の場合は 1,431 円、男性の場合は 1,426 円、中央最低賃金審議会で用いる労働時間は月 173.8 時間で計算した場合になりますけれども、これはお盆も正月もゴールデンウィークもない非現実的な働き方であるから、私たちとしてはワークライフバランスに配慮した労働時間で換算する、月 150 時間にすれば女性でいうと 1,659 円、男性ですと 1,652 円という風になります。私たちが岐阜県最低賃金 1,500 円以上を求めるという根拠はここになります。

それともう一つお話したいことがあります。私たちが最低賃金、経営者の支払い能力論がすごく議論になりますけれども、例えば東京都、一番高いところが 1,113 円でございますけれども、ここは東京とか渋谷とかは人が多くて、そういうところがすごく支払える企業さんが多いのでは

	ないかというイメージもあられると思うのですけれども、同じ東京都でも、例えば奥多摩だとか小笠原諸島だとか、こういったところも東京都に入ります。ここも 1,113 円でやられているという現状からすれば、私たちからすれば全国一律最賃を求めているわけですが、決してこの額であっても奥多摩や小笠原諸島と変わらないような岐阜県でもそういう経営ができるのではないかなと考えます。 この辺も踏まえて審議会としても、是非、御審議、活発な御議論をお願いしたいと思っておりますし、なによりも今本当に生活が困窮している労働者が非常に増えていると思っております。現在、フードバンクの利用者なども非常に増えておりまして食料がないというような NPO の方の訴えもありました。 そういう中で、労働者が安心して生活できるような最低賃金となるよう、最低賃金の改定にあたっては、これまで言ったことを踏まえていただいて、ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思っております。私からは以上です。どうもありがとうございました。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の御意見につきまして、委員の皆様から御質問等を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
高橋会長	ありがとうございました。 では、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	はい、使用者側も特にございません。

高橋会長	ありがとうございます。 それでは、御意見頂戴いたしました。ありがとうございます。 事務局はご案内をお願いいたします。
事務局	(意見陳述人退席)
高橋会長	では続きまして、次の意見陳述人の方、生協労連コープぎふ労働組合書記局員の伊藤明美様の御案内をお願いいたします。
事務局	(意見陳述人案内)
高橋会長	それでは、意見陳述人の方は、氏名、御所属を名乗られてから 10 分以内での御意見をお願いいたします。 それでは、お願いいたします。
意見陳述人	コープぎふ労働組合から参りました伊藤明美と申します。よろしくをお願いいたします。この度は意見を述べさせていただく場を設けいただきまして誠にありがとうございます。 私は 2024 年度の岐阜地方最低賃金改定の審議にあたりましてコープぎふ労働組合より提出いたしました 2024 年度岐阜地方最低賃金改定審議に向けた意見書を補足する立場で意見陳述を行います。 1. 時給 950 円で働く子の状況 私には 25 歳と 29 歳の子がおり、25 歳の子は昨秋から 950 円の時給で 1 日 8 時間のフルタイムパートで働いています。6,960 円の定期代を含めたひと月の平均手取りは、14 万 7 千円ほどです。1 年に満たない契約のため、健康保険は父親の扶養に入っていますが、国民年金と住民税は自分で払っております。現在の年収は 176 万円程度ですが、もしパート先で社会保障に入り、住民税も引き落としだと

したら、子の手取りは 12 万弱、年収は 144 万円ほどになります。

29 歳の子は大垣市で一人暮らしをしております。家賃が約 5 万 5 千円、水道代 2,500 円、ガス代 3,000 円、電気代 4,000 円、Wi-Fi が 4,000 円、携帯代が 4,000 円ほどかかり、食費は約 2 万円、日用品約 7,000 円。最低限の衣食住の暮らしで、ひと月最低 10 万円はかかっているということでした。時給 950 円で働く子が、もし一人暮らしをしていたら手元に残った 2 万円では、ささやかな楽しみであるデザートを食べることはもとより生命保険に入ったり、消耗していく服を買ったり、美容院で髪を切ることも難しい切り詰めた生活を強いられることになります。病気なんて絶対かかれませんか、ましてや将来への貯蓄なんて全く考えられません。実際に私たち岐阜県労連が 2022 年に行った最低生計費調査では、アンケートに協力してくれた人たちの持ち物調査、生活実態調査、市場価格調査などを通じて算出した結果、岐阜で 25 歳の若者が普通に一人暮らしをするためには、男女ともに約 300 万円が必要となりました。また、労働総研が 2018 年から 2019 年に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」では、年収 300 万円が親と同居するか一人暮らしをするかというボーダーラインになっていて、私たちの最低生計費調査の結果とも一致します。

2. 最低賃金を全国一律に

世の中には正社員になれなかった、時間に融通が利かないと困るなどの理由からパートで働くしかない人もいます。正社員になれても、愛知県の給与に比べて岐阜県の給与は低い傾向です。ここにも現在の地域別最低賃金の差が出ています。

最低賃金を決める際に岐阜県内の中小企業の支払い能力を理由に、労働者がこの時給で生活できるかの視点は重要視されていなかったと感じています。岐阜県の時給が低

	くて生活できない人は、さらに切り詰めて生活するか、愛知県に働きに行きます。岐阜県の人手不足は加速するばかりです。人手不足が理由で閉店した店舗の話を聞くことが多くなってきました。中央最低賃金審議会の出す目安通りでは、時給の差は縮まりません。都道府県での最低賃金の差額をなくし、全国どこで働いても一人で暮らせる最低賃金を早急に実現していただくことを切に願います。 また、働いているときの収入は将来の年金にも影響します。岐阜県で働いた人は、愛知県で働いた人より年金が少ない傾向にあります。岐阜県で働く魅力はさらに減る一方に感じます。 最後に、本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書の意見を含め、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、岐阜県で働くことを選択する方が多くなることを切に願い、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、コープぎふ労働組合の意見陳述とさせていただきます。 ありがとうございました。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の御意見につきまして、各委員から御意見等、頂戴したいと思います。 まず労働者側いかがでしょうか。
栗本委員	1点よろしいでしょうか。今の意見書の中の2ページ目に記載されておりますが、人手不足が理由で閉店した店舗が多くなってきたという表現がございますが、これは具体的に数字か何かお持ちですか。
意見陳述人	申し訳ないです。数字は持っておりませんが、人の噂話というか自分が聞く話、或いはあそこ行っていたのに閉めたねっていう話、人が集まらなくて閉めざるを得なかったというような話を年々多く聞くようになったという点で書かせてもらいました。

栗本委員	はい、ありがとうございます。
高橋会長	ありがとうございました。 では使用者側いかがでしょうか。
澤村委員	使用者側は特にございません。
高橋会長	ありがとうございます。 伊藤様から御意見頂戴いたしました。是非参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。 事務局はご案内をお願いします。
事務局	(意見陳述人退席)
高橋会長	それでは、以上をもちまして、関係労使の意見陳述を終了いたします。 公労使の審議会委員の皆様におかれましては、陳述人の先程の御意見ですね、是非今後の審議の参考にさせていただきますようお願いをさせていただきたいと思います。 では、次の議題に移ります。 議題 2 「令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。
安藤室長補佐	7 月 25 日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われましたので、これをお伝えします。 資料No.5 (19 ページ) をご覧ください。 答申文を読み上げます。 (答申文の朗読) 以上が答申の内容となります。 B ランクの岐阜県の引き上げ額の目安は 50 円となります。 それから、答申に関しましては、中央最低賃金審議会長

	から地方最低賃金審議会における審議の参考となりますよう、「令和6年7月28日令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージ」が届いておりますので、今から御視聴していただきます。
中央最低賃金 審議会 藤村会長	(ビデオ視聴) 皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。 今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。 これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員のみなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。 これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続きまして2回目となります。 御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考にさせていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。 それでは、最低賃金の位置付け、考慮要素について、まずはお話しをしておきたいと思います。 最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりま

して、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の３要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の３要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意の内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安の位置付けについて申し上げたいと思います。

目安は、令和５年全員協議会報告や令和６年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、或いは目安を下回ることも十分にありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者で、しっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に令和６年度目安のポイントについてお話しし

ておきたいと思います。

今年を目安についても、3要素のデータに基づき納得感があるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われ、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施を確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。

また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者

の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、或いは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが

適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネッ

	トとしての役割を果たしているところもございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。 次に発効日についてです。発効日については 10 月 1 日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知をしております。 令和 5 年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。 最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。 以上です。どうぞ今年度もよろしくお願いいたします。
高橋会長	ただ今目安額につきまして事務局から御説明をいただきました、それから中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージがございましたが、何か御意見等ございましたら頂戴したいと思います。 まず労働者側委員はいかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。

高橋会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、示されました目安につきましては参考とし、今後開催される専門部会での審議に委ねることといたします。 専門部会におかれましては、十分に審議していただきまして、是非、全会一致による結論が出ることを期待しているところでございます。よろしくお願いいたします。 それでは次の議題に移ります。 議題３「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。
安藤室長補佐	特定最低賃金の改正決定に関する申出状況について、御報告いたします。 資料№.6（49 ページ）をご覧ください。 その次の 51 ページが、「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、53 ページが、「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、55 ページが、「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」、これら 3 業種につきまして、金額改正の申出書が提出されました。 この 3 件の申出要件につきまして、事務局で審査しましたところ、電機は申出必要数 3,981 人のところ 5,752 人、自動車は申出必要数 5,279 人のところ 6,182 人、航空機は申出必要数 2,011 人のところ 3,538 人について、賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれも適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意が得られており申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。申出

	要件の労働者数については、資料No.7（57 ページ）を確認 願います。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 それでは、千葉労働局長から諮問を受けます。
（高橋会長・千葉局長会場中央へ移動する）	
千葉局長	（諮問文を朗読し、高橋会長へ手渡す） よろしくお願いいたします。
高橋会長	（諮問文を受け取る） はい、承知しました。
（高橋会長、千葉局長は席に戻る）	
事務局	（諮問文の写しを全員に配布）
高橋会長	ただ今、千葉労働局長から「特定最低賃金の改正決定の 必要性の有無」につきまして諮問を受けましたので、御意 見を伺いたいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	しっかり審議ができるようにお願いしたいと思います。
高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	次回、8月5日の本審の場において、必要性の有無につ いてしっかり審議させていただいて回答させていただきます。

高橋会長	ありがとうございました。 それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、次回８月５日の本審において引き続き審議した上で、決定することとします。 次の議題に移ります。 議題４「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。
平野室長	１点ございます。 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問に伴い、関係労使から御推薦いただきました関係団体に対し本日付けで意見書の提出を依頼しますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 各委員の皆様からは何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、本日の審議会はこれを持ちまして閉会といたします。 本日はありがとうございました。